「院外処方箋における疑義照会簡略化プロトコル手順書」

注意事項

・処方箋において「変更不可」欄にチェックがあり、かつ「保険医署名」欄に署名又は記名・押印がある場合には、処方薬を変更できない。

・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。

・外用剤（軟膏剤・クリーム剤、パップ剤・テ－プ剤）の変更については、処方医の意図確認のため疑義照会が必要。

・患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更する。

・患者負担が同等又は安価になる場合のみ変更とする。

・処方変更された場合は、「疑義照会連絡表」にて丸亀市薬剤師会FAXコーナー（香川労災病院内）に報告する。

・不明な点がある場合は従来通り、処方医に疑義照会を行なう。

1　処方変更後の連絡

　処方変更し調剤した場合は、変更内容を「疑義照会連絡票」に記載の上報告する。

なお、各薬剤師が必要と判断し疑義照会したもの（一包化指示や残薬調整など）については、その他にチェック（☑）して詳細を報告する。

　また、患者からの聞き取り情報において、処方医に報告することが望ましいと判断し、即時性の低い情報については「服薬情報提供書」に記入の上報告する。

報告先

丸亀市薬剤師会ＦＡＸコーナー（香川労災病院内）

受付時間：平日午前9時～午後5時30分

ＦＡＸ番号：（0877-21-8900）

　なお、一般名処方を後発医薬品に変更した場合にＦＡＸによる処方医への情報提供に

ついては必要なく、従来通り「お薬手帳」などによる情報提供とする。

2　疑義照会不要の例（麻薬、抗悪性腫瘍剤に関するものは除外）

①処方日数の適正化

（例）週1回や月1回服用薬剤などで、他の処方薬と同一の処方日数で処方されている。

・フォサマック錠35ｍｇ28日分　→　4日分　など

（注）

　・隔日投与などの指示がある場合は、前回の処方から変更になっている場合もあり

疑義照会が必要。

②外用剤の用法・用量・使用部位など

　（例）処方枚数と処方日数が合わない場合

・フランドルテープ30枚　28日分　→　次回予約日確認の上変更

・モーラステープＬ　56枚　「痛い所に」など　→　使用部位・使用枚数確認し、連絡。

③添付文書との用法違い

　（例）

・漢方薬の食後　→　食前または食間への変更

　　・食後→食直後、食前への変更

　　・エパデールＳ600毎食後服用　→　毎食直後服用

　　・ボグリボース食前　→　食直前

3　その他

　・「院外処方箋における疑義照会プロトコル手順書」や、「疑義照会連絡票」、「服薬情報提供書」は、丸亀市薬剤師会ホームページに掲載しております。

　・合意内容の変更などがあった場合には、随時連絡いたします。

運用開始予定

　2021年4月

2020年12月作成

**院外処方箋における疑義照会簡略化プロトコル運用フローチャート**

院外処方箋応需　　　　保険薬局

変更調剤が必要な場合

プロトコルに該当しない内容　　　　　　　プロトコルに該当する内容

処方医へ疑義照会

変更調剤実施

　疑義照会連絡票・服薬情報提供書により

変更内容をＦＡＸ送信

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　労災病院

薬剤部にて内容確認

　薬剤部から各診療科へ報告

（カルテへの記載）